

学校の運動部活動に係る活動方針

県立みやざき中央支援学校

1 基本方針

- (1) 運動する楽しさや喜びを味わせるとともに、個々の体力の向上を促す。
- (2) 活動を通して社会経験の拡大を図り、余暇活動の充実につなげる。
- (3) 自他の安全面に注意して活動させるとともに、好ましい人間関係を育てる。
- (4) 活動日や活動時間を適切に設定するなど生徒の健康や成長に配慮する。

2 指導・運営に係る体制

- (1) 校長は、部活動及び放課後活動の意義について全職員の理解と協力を促すとともに、顧問及び活動協力職員の紹介を行う。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 校長は、毎年度「運動部活動に係る活動方針」を学校のホームページに掲載し、各部の顧問は毎月、月毎の活動計画を本人及び保護者に配布する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 活動日と留意点

ア 授業日

- ・ 1日の活動時間が30分と短いため、平日に休養日は設けない。
- ・ 高等部現場実習期間中、高等部生(通学生を除く)は原則活動しない。また、実習期間前の活動はけが等の安全面に特に配慮する。

イ 土日の週末等

- ・ 週末は1日以上 of 休養日を設ける。
- ・ 連休は2日以上 of 休養日を設ける。
- ・ 家庭の日(第3日曜日)は原則として休養日とする。
- ・ 日曜日に大会参加等で活動した場合は、月曜日を休養日とする。

ウ 長期休業中

- ・ 長期休業中は連続した長期の休養期間を設ける。

(2) 活動時間

ア 授業日

- ・ 月～木 15:25～15:55
- ・ 金 14:15～14:45

イ 休業日

- ・ 長くとも3時間程度とする。

4 その他

- ・ 大会参加等で活動が長時間になる場合は、生徒の体調管理に十分配慮する。
- ・ 活動の際は熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じる。
- ・ 活動中や移動中の事故、けが等が発生した場合、顧問は速やかにその状況や対応等について管理職に報告する。〔部活動・放課後活動災害報告書〕)
- ・ 同好会は週2日の活動とし、休業日の活動は原則として行わない。